静岡県告示第651号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年9月18日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和2年9月18日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
469号	富士宮市大鹿窪字道水1499番の12から 富士宮市大鹿窪字道水1500番の3まで	令和2年9月18日
清水富士宮線	富士宮市大鹿窪字道水 1500 番の 3 地内	令和2年9月18日